コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年３月４日

株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス
代表取締役 CEO　吉村　元久
問合せ先：管理本部　03－6206－1271
証券コード　：　2884
http://y-food-h.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの方々との信頼と協働によってこそ、持続的な成長と中長期的な企業価値を創造できると考えております。
そのため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題としており、意思決定の迅速化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、および内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公平性を確保し、すべてのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（原則 4-8　独立社外取締役の有効な活用）
当社は、独立社外取締役は選任しておりません。一般株主の利益に配慮し、会社の持続的な成長と企業価値の向上をはかる目的から、次回の定時株主総会において社外取締役１名の選任議案を上程し、増員を予定しております。

（原則 5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表）
当社は、上場にともなう情報開示の適正性の観点から、現時点では経営戦略・経営計画の開示・公表はおこなっておりません。今後は、上場後の株主構成や株主の皆様からのご意見を踏まえ、実施を検討することにいたします。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

吉村　元久	1,788,159	44.17
株式会社産業革新機構	947,368	23.40
日本たばこ産業株式会社	210,500	5.20
諏訪　光憲	200,211	4.94
埼玉成長企業サポートファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員　日本ベンチャーキャピタル株式会社	180,000	4.45
ネオステラ１号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　ネオステラ・キャピタル株式会社	180,000	4.45
ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員　株式会社ジャフコ	142,300	3.51
安田企業投資４号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　安田企業投資株式会社	117,700	2.91
ニッセイ・キャピタル４号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　ニッセイ・キャピタル株式会社	100,000	2.47
鈴木　昭	52,008	1.28

支配株主名	―

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

３．企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	２月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	取締役 CEO
取締役の人数	４名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中津　武	他の会社の出身者							○				

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中津　武		同氏は、当社の株主である株式会社産業革新機構のマネージング・ディレクターであります。	事業会社における長年のM&A 業務における豊富な経験と実績や、幅広い知見を活かして専門的な視点から当社の経営に対して有用な助言をいただけると判断し、社外取締役として招聘しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者および会計監査人は定期的に意見交換を行っており、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より定期的に内部監査実施状況および結果について報告を受ける体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　修	他の会社の出身者													

竹村　勲	他の会社の出身者													
志村　誠一郎	他の会社の出身者													

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　修	○	－	同氏は金融機関およびベンチャーキャピタル業界において長年の経験を持ち、専門的な知識を活かした客観的、中立的な監査機能を果たすことが可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係その他の利害関係はございません。
竹村　勲	○	－	同氏は金融機関における長年の法人営業経験と、取締役、監査役を歴任した経験を有しております。異業

			種で培われた視点から客観的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係その他の利害関係はございません。
志村　誠一郎	○	―	同氏はベンチャーキャピタル業界において長年にわたり中小企業に対する投資を実行、管理してきた経験と、取締役を歴任した経験を有しております。専門的な知識を活かし客観的、中立的な監査機能を果たすことが可能であると判断し、社外監査役に招聘しております。 また、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係その他の利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	３名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たすものを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,執行役,子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。

該当項目に関する補足説明

報酬総額が１億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示はおこなっておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれの役員区分ごとに総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、会社業績、前年度の業務執行、および今年度の役割期待などを勘案し、代表取締役 CEO に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは、管理本部が担当しております。取締役会開催にあたり、事前に資料等を配布し、社外取締役および社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明をおこなっております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

ａ．取締役会・取締役

当社の取締役会は、取締役４名（内、社外取締役１名）で構成されております。取締役会は、原則として月に１回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定をおこなえる体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

ｂ．監査役会・監査役

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、３名の社外監査役（内常勤監査役１名、非常勤監査役２名）で構成されております。監査役会は、原則として月に１回開催、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役会は、監査役全員をもって構成し、監査に関する重要な事項について、報告、協議および決議を行っております。

監査役は株主総会や取締役会等へ出席する他、常勤監査役においては社内各種会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めております。

ｃ．経営会議

経営会議は、当社常勤取締役３名、常勤監査役１名、執行役員３名、部門長４名で構成し、原則として月に３回以上開催しております。経営会議は当社の業務執行に関する重要事項を報告および協議しております。

ｄ．内部監査室

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、専従者の室長１名により構成されております。内部監査室は、代表取締役直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社および子会社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当社グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社および子会社の業務運営および財産管理の実態を調査し、諸法令、定款および社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正などの防止に役立て、経営の合理化および能率の促進に寄与することにあります。

ｅ．会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。なお、同監査法人およびどう監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外の視点を入れた監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有する社外取締役１名を含む取締役４名で構成される取締役会と、専門的な知見を有する社外監査役３名で構成される監査役会による監査役会設置会社制度を採用することで、有効なガバナンス体制を整備しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で、早期発送ができるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々にご出席いただけるよう、日程調整に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	今後検討すべき事項であると考えております。

た取組み	

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの IR サイトに掲載してする予定としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役 CEO が事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリストや機関投資家向けの説明会を年に１～２回実施し、代表取締役 CEO が事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページの IR サイトに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社経営企画室にて担当いたします。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	特に規程は作成しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一環として、その基本的考え方として多様なステークホルダーの利益バランスを考慮した経営をおこなう方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を尊重し、適時、適切な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、ホームページ等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示をおこなってまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ａ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
　当社グループは、継続的な企業価値を高めるために、法令遵守の徹底を図り、健全で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、経営上の重要な課

題の一つとして位置付けております。

b．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 監査役は「監査役監査基準」等に基づき、法令および定款に適合しているか取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b)「コンプライアンス委員会」を設置して、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守するように努める。

(c) 法令、定款に違反する行為がおこなわれ、またはおこなわれようとしている場合の報告体制として、社内相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。

(d) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。

(e) 適法・適正な業務運営がおこなわれていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。

(f) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築および運用を整備・推進する。

c．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る重要な情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。

(b) 必要に応じて情報の保存・管理状況の確認、社内規程の見直しをおこなう。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ｲ) 食品安全に対するリスクは、原材料から製品に至るまで、その安全性を調査、管理する体制を構築する。また、製品クレーム等の重大事故が発生したときは、当社および当社子会社（以下「子会社」という）の取締役で構成される専門委員会を設置し、事態の収拾を迅速に図る。

(ﾛ) 事業運営に対するリスクは、毎年度の経営計画に反映させ、取締役は自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持ち、総合的な対応を図る。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社の取締役および監査役で構成される「取締役会」を原則として毎月1回開催することに加え必要に応じて随時開催し、重要事項に関する意思決定をおこなう。また、監査役は取締役から業務執行状況の報告を受け、その監督をおこなう。

(b) 当社の常勤取締役、常勤監査役および部門長で構成される「経営会議」を原則として毎月３回開催することに加え必要に応じて臨時開催し、「取締役会」で決議される事項の審議等をおこなうと共に、社内規程に基づき決裁権限を受けた子会社の事項に関する意思決定をする。

(c) 経営計画において毎年度の経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実行・評価、改善のマネジメントサイクルを展開する。

(d) 取締役の分掌範囲の責任、権限を明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行をおこなう。

e．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社の常勤取締役、常勤監査役、部門長および子会社代表取締役で構成される「全体経営会議」を原則として毎月1回開催し、子会社からの経営実績の報告および提案に対する協議・確認を行い、子会社の業務執行を監督する。

(b) 業務の適正を確認するため、当社の取締役などを子会社の取締役、監査役に充てるとともに、定期的に往査を含めた監督・監査を実施する。

(c) 当社経営理念を業務上の指針と定め、当社および子会社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、マネジメントサイクルを展開する。

(ﾆ) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業　活動に係る法定等の遵守、および資産の保全状況等を管理しております。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき者については、監査役の求めに応じて配置する。

g．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(a) 監査役を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。
(b) 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
h．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
法令の定めによるもののほか、「取締役会」、「経営会議」および「全体経営会議」への監査役の出席等を通じて、重要な情報を連携する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
i．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役との緊密な連携等により、監査役監査の実効性を高めるための環境整備をおこなう。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶することにしております。
b．反社会的勢力排除に向けた整備状況
(a) 社内規程の整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対するマニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
(b) 対応部署
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務・コンプライアンス部と定めるとともに、対応統括責任者を管理本部長と定めております。
また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。
(c) 反社会的勢力排除の対応方法
(ｲ) 役職者について
社外招聘者を含め取締役候補者または監査役候補者等を選任とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役、監査役および執行役員から反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求することにしております。
従業員については、採用に当たって一定の注意を払うとともに、反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求しております。また、課長以上の従業員の採用をおこなう場合、および課長以上に昇格する場合には、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき事前に反社会的勢力との関係の有無を調査し、反社会的勢力を排除することにしております。
(ﾛ) 株主について
第三者割当増資や株式交換など、当社の意思を反映しうる場合には、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することにしております。
(ﾊ) 新規取引先について

「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、取引先チェックシートを作成する中で、原則として、Google および日経テレコンによる記事検索を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引開始時には、原則として、各種契約書等に「反社会的勢力との関係が無いこと」および「関係を持った場合」の具体的な対応方法について反社会的勢力排除条項を明記することにしております。

(ニ) 既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施しております。また、既存取引先が反社会的勢力と関係を有すると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとることにしております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

日常の情報収集や緊急時対応のため、弁護士との連携体制を構築しております。

(f) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(g) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役職者に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

特になし。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、法令および東京証券取引所および金融商品取引法の定める基準に従い速やかに開示することを基本方針とし、公正・公平な情報開示をおこなってまいります。

【模式図(参考資料)】

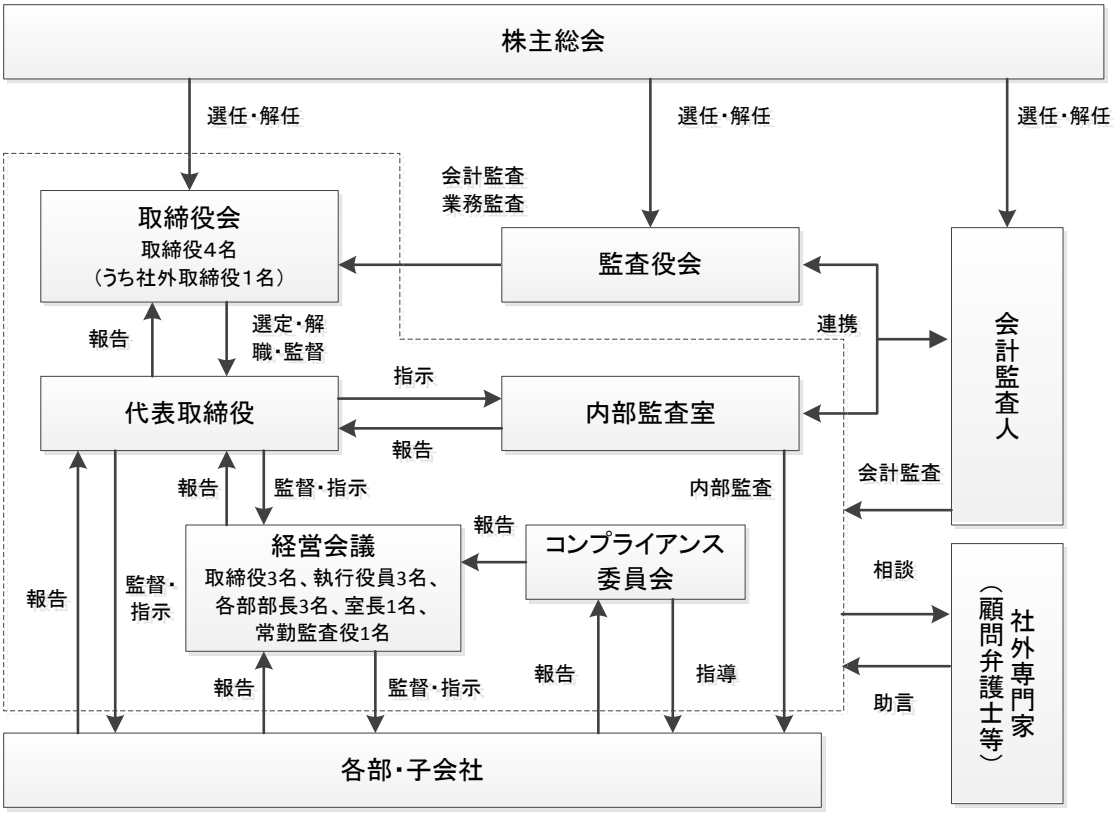
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査
業務監査
取締役会
取締役4名
（うち社外取締役1名）
監査役会
会計監査人
連携
報告
選定・解
職・監督
指示
代表取締役
内部監査室
報告
報告
監督・指示
内部監査
会計監査
報告
経営会議
取締役3名、執行役員3名、
各部部長3名、室長1名、
常勤監査役1名
コンプライアンス
委員会
相談
報告
監督・
指示
社外専門家
（顧問弁護士等）
報告
監督・指示
報告
指導
助言
各部・子会社

【適時開示体制の概要（模式図）】

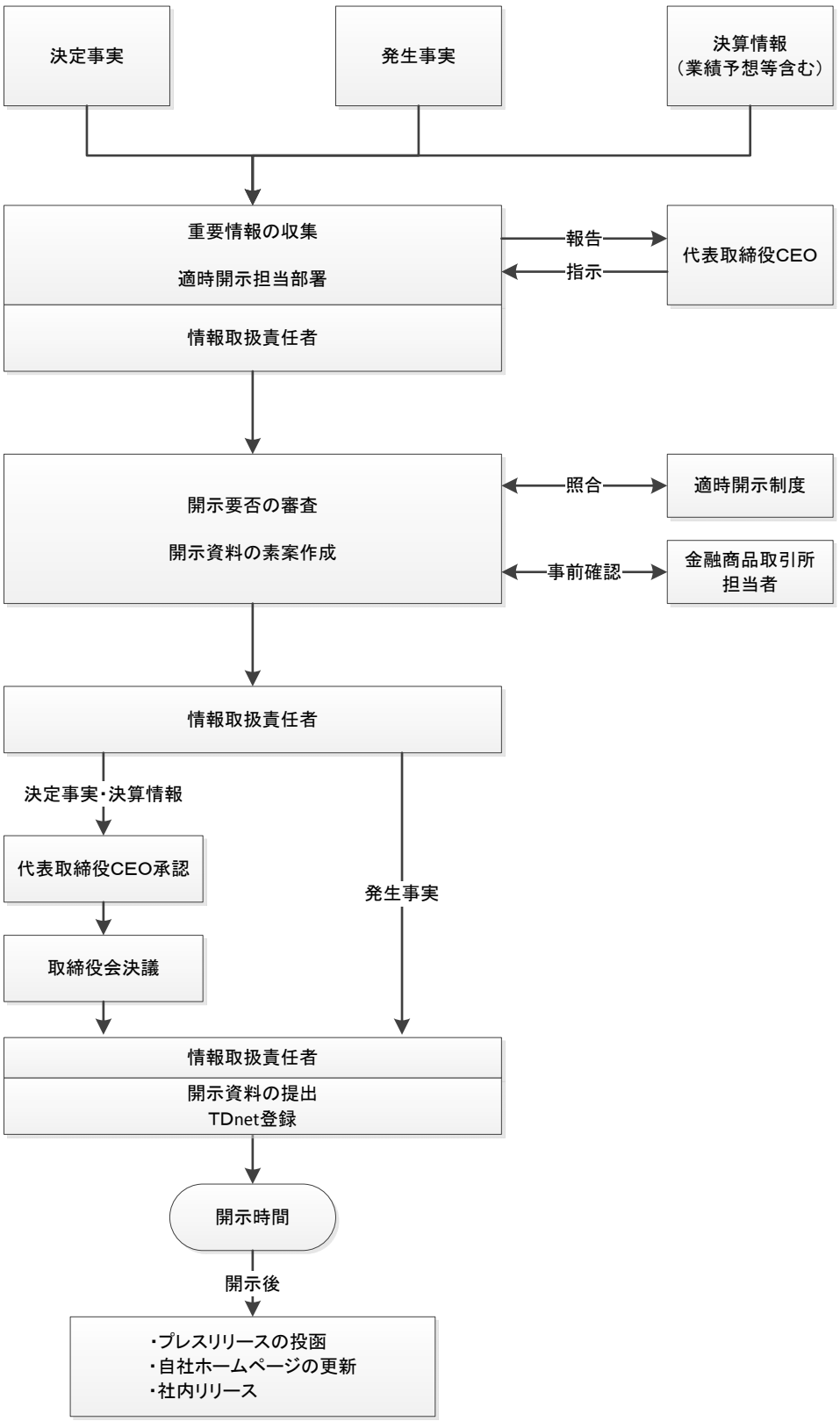

以　上